

大阪府域の狩猟に関する規制等＜令和3年度＞

1. シカ・イノシシの狩猟期間延長・くくりわなの制限緩和

ニホンジカ・イノシシは、「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」で狩猟期間の延長・くくりわなの制限緩和を実施しています（農林業被害が大きいため）。

項目	内容
狩猟期間 (シカ・イノシシに限る)	11月15日～3月15日 ※2月16日～3月15日まで期間を1ヶ月延長しています。
くくりわなの直径の制限 (シカ・イノシシに限る)	「輪の直径が12cmを超えるもの」も使用可能です。 ※「締め付け防止金具の無いもの」「ワイヤーの直径が4mm未満のもの」及び「よりもどしのないもの」は使用禁止です。

※狩猟期間（シカ・イノシシを除く狩猟鳥獣）は、11月15日から2月15日までです。

2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（主要なもの）

平成29年度に対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止が延長されました。

対象	内容	備考
ヤマドリのみス キジのみス	捕獲等の禁止措置 (H29.9.15～H34.9.14まで)	平成29年度に禁止期間が5年延長されました。

※狩猟の規制内容は都道府県によって異なります。

狩猟を行う前には、鳥獣保護区等位置図に記載されている注意事項を必ず確認してください。

3. 対象狩猟鳥獣の指定

令和3年度に対象狩猟鳥獣の名称の変更がされました。

対象	内容	備考
対象狩猟鳥獣	48種（鳥類28種、獣類20種） ※ <u>チョウセンイタチ</u> → <u>シベリアイタチ</u> 。	イタチ（メス）は、対象狩猟鳥獣ではありません。

【狩猟免許の有効期限について】

- ・狩猟免許の有効期間は三年間（新規取得の場合は、狩猟免許を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日までの期間）です。
- ・狩猟免許の更新には、講習会の受講等が必要です。更新時期には、更新申請書を提出期限までに、必ず提出してください。
- ・大阪府から、更新時期に個別通知は行いませんので、各自ご留意ください。
- ・その年度の更新講習日程は、例年、5月の連休明け頃に決まります。
- ・詳細は当課野生動物グループHP（<http://www.pref.osaka.lg.jp/doubutu/yaseidoubutu/>）を参照いただくか、同グループ（06-6210-9619）にお問い合わせください。

狩猟を実施する際の注意事項

1. 「網」や「わな」の標記の設置について

- ・狩猟に使用する「網」や「わな」には、その使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名、都道府県知事名、登録年度、登録番号を書いた標識をつけなければなりません。
- ・所定の標識をつけない網・わなを使用した狩猟は、罰則が適用される場合がありますので、違反の無いようにしてください。

2. 誤認捕獲の防止

- ・狩猟鳥獣を正しく判別し、誤認捕獲を防止してください。
- ・カモ（特にメス）やノイヌ・ノネコなど、判別が困難な鳥獣は特に注意し、判別に自信がない場合は捕獲をやめましょう。

3. 狩猟者登録証の返納及び捕獲実績の報告

- ・狩猟者登録証は、有効期間満了後 30 日以内に、必ず返納してください。
- ・鳥獣名の項目は、カラス類やカモ類は、「ハシブトガラス」「ハシボソガラス」「マガモ」「カルガモ」等の捕獲した鳥獣名を正確に記載してください。また、捕獲場所は、必ず 7 桁（鳥獣保護区等位置図に記載の番号）で記載してください。

4. クマにご注意ください

- ・近年、府内北摂地域で、クマの出没情報が寄せられています。
- ・シカ・イノシシ等の狩猟をされる方は、クマをわなで捕獲しないようにご注意ください。（クマの捕獲をするため、わなを使用することは、鳥獣保護管理法施行規則第 10 条第 3 項 8 号により禁止されています。）
- ・クマの目撃がある地域では、錯誤捕獲を防止するために、『くくりわなの使用を控える』、『クマを誘引しにくいエサを使う』などご協力をお願いします。

5. ガンカモ類の生息調査の実施について

- ・大阪府では、例年 1 月初旬～中旬頃にかけて『ガンカモ類の生息調査』を実施しています。その期間はカモ類の捕獲を自粛していただくようお願い致します。
（参考：令和 2 年度は、令和 3 年 1 月 9 日（土）～2 月 6 日（土）に実施）
- ・ヨシガモ・ハシビロガモ・クロガモについては、生息数が少ない状況にありますので、狩猟資源の回復を図るため、猟期中における捕獲の自粛をお願い致します。